

議 長 受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺嶋 それでは一般質問を行わせていただきます。第2号、11番 寺嶋正。件名、
新型コロナ感染症対策及び緊急経済支援策。

要旨。新型コロナウイルス感染者は全国で1万6,000人を超え、収束のめど
が立っていません。そこで、次の点について町長の考えを伺います。神奈川県
では感染者、5月末では1,370人ほどになっております。

(1) コロナウイルス感染症の防止のため、症状の有無にかかわらず希望す
る人がPCR検査、ポリメラーゼ連鎖反応法と言いますが、PCR検査を
受けられるように、小田原保健福祉事務所足柄上センター管轄内に集合検査場
の設置拡大を働きかけること。

(2) 大幅な収入減となった人への上下水道料金の減免。ひとり親家庭一律
2万円を支給。今後を見据えた中小業者の休業補償として、(仮称)感染拡大
防止協力金を給付すること。

(3) 新たな段階、緊急事態宣言が解除された後の、それから感染第2波に
備えた新たな段階での新型コロナウイルス感染防止対策の考え方を伺います。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1つ目になります。現在のPCR検査は、重症者の発見と救命、クラス
ターの発見と対応という2つの目的により実施されております。感染の疑い
がある患者さんに対して、すぐに検査を行うことで、感染拡大を早期に食い止
めることができます。御質問にあります、症状の有無に関わらず検査を希望す
る方への検査を実施することについては、早急に検査が必要な方の妨げになっ
てしまうということが危惧されてることから、現在のような検査方式になって
おります。現在、感染の疑いがある方が検査を受けるには、かかりつけ医または
医療関係機関を受診し、主治医が検査を必要と判断した場合に足柄上医師会へ
PCR検査の予約をすることとなっております。

足柄上地域内でのPCR検査の状況を申しますと、医師1人で1日3人から
5人程度であります。待機者はなく、全て予約制で行っております。対象者
が多くなり、検査の体制を拡充しなければならない場合は、医師の人数を増や
して対応していくというふう聞いております。今後、町といたしましては、

足柄上地域の感染確認者数の推移を確認しながら、1市5町と連携を図り、県や上医師会へ働きかけを行うよう、準備は整えておくようにいたします。

2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。災害など特別な理由により、上下水道料金の納付が困難な者の減免に関する規定が、水道料金は町水道事業給水事業施行規則第22条に、下水道料金は町下水道条例施行規則第15条第2号にそれぞれ規定されております。この条項に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や収入の減少等により上下水道料金の支払いが困難な事情がある方については、現在担当課に御相談いただき、個々の事情に応じて支払い猶予、減免等の救済措置について、「広報まつだ」号外1号にて発信し、迅速かつ柔軟に対応しているところでもございます。

なお、この取り組みを周知するために、6月に発行予定の松田町水道料金等納入通知書に「新型コロナウイルスの影響により料金の支払いが難しい場合は御連絡ください」と一文添えております。この上下水道料金の減免については、全国の複数の自治体により行われており、当町においても4月初めより支援策の一つとして検討しておりましたが、施設の老朽化や維持に対する必要な経費程度の使用料金の設定となっていることから、ほかの支援を強化することを優先し、これまで見送ってまいりました。今回御提案いただいたように、今後を見据え、必要な策を直ちに実行できるよう準備だけは整えておきます。

次に、ひとり親家庭への一律2万円の支給ですが、現在松田町内のひとり親世帯は約115世帯、子供は約160人のうち、児童扶養手当受給世帯は74世帯、子供102人となっております。ひとり親家庭に行われる支援事業は、国の制度として所得制限等がありますが、児童手当と児童扶養手当、両方の支給があります。国の第2次補正予算が5月27日に閣議決定され、今後児童扶養手当受給世帯に臨時給付金として5万円の支給、第2子以降は3万円が加算され支給される見込みでございます。医療費については、親も対象となるひとり親家庭等の医療費助成の制度もあり、経済的な理由により就学が困難な小・中学校の児童・生徒に対して、学用品、給食費、修学旅行費を援助する就学援助費制度を実施もしております。

また、今回町独自の事業といたしまして、ひとり親家庭世帯に限らず、子育て

て世帯全体への支援を行う子育て世帯支援事業として、0歳から高校生までを対象に、第1子のみ在世帯には2万円分、第2子からは1万円分を加算し、飲食券と町商工振興会商品券を配布いたします。

このように、ひとり親に対しての支援は、国・県とともに手厚く行われておりますので、町といたしましては、ひとり親世帯に限らず、子育て世帯全体に対して生活支援を手厚く行っているところでもございます。ただし、今後の状況により、急を要する場合には直ちに追加支援策ができるよう、準備を整えていくようにしておきます。

続きまして、今後を見据えた中小企業への休業補償、感染拡大防止協力金の給付することについてでございます。このたび、新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、経済的な側面から打撃を被っているのが、中小企業や個人事業主であります。事業存続の危機にある事業者を支援するため、国は前年度対比50%以上減少した中小企業等へ200万円、個人事業主等へ100万円を上限とした持続化給付金を、また、雇用の存続においては特例として助成率を引き上げた雇用調整助成金によって、過去を見ない手厚い支援を展開されておられます。また、神奈川県においても緊急事態宣言に伴う休業自粛要請に協力した事業者等へは、第1弾として最大30万、対象を拡大した第2弾として10万円の感染症拡大防止協力金を支給されております。

町といたしましては、こういった国・県の支援と併せて、5月の臨時議会では、国の緊急経済対策である持続化給付金の対象外となった事業者を支援することを目的に、中小企業・小規模事業者等支援金給付事業として、売上げが20%以上50%未満下がった事業者に対し、一律10万円の給付を行う補正予算を認めていただきました。

本町の支援に関わる取り組みは、地域の実情に合わせて国や県の協力金では救済が難しく、またスピードを要するものなど様々な理由や状況に合わせた対応が必要となり、一律給付という手法も肝要であると重々に承知しておりますが、今後の地域経済の巻き返しを考えますと、地域内での消費をいかに喚起して生き残っていくのかに力点を置いているところでもございます。現在では、5月25日に緊急事態宣言が解除され、自粛要請も解かれている状況にあります

が、直ちにコロナ以前と同様な客足が戻ることは、容易に期待することはできませんし、第2波が起きることへの備えも必要です。仮に第2波や感染が急拡大するような事態に陥った場合としては、その時点で状況に応じた準備として、一律給付金なども含めた必要な支援策をも整えてまいりたいというふうにも考えております。

3つ目の御質問にお答えさせていただきます。新たな段階での新型コロナウイルス感染症防止対策についての考え方ですが、国の新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が5月25日に解除され、神奈川県も5月27日に全ての業種について、条件付きで解除されました。これに伴い、町では町民の皆様 新しい生活様式、松田スタイルとして、国・県から示された各場面での生活スタイルをお示しし、また、松田町独自の取り組みを推奨してまいりたいと考えております。新たな取り組みの一つといたしまして、ウォッシュチャレンジとして、町の公園、トイレ、学校などの公共施設の蛇口に、ミカンネットに入れた固形石けんを設置し、手洗いを行えるよう呼びかけております。また、希望される方々に、次亜塩素酸水や石けんの配布等を行い、感染拡大防止を呼びかけるなど、新たな対策にも取り組んでまいります。以上でございます。

11番 寺 嶋 回答ありがとうございます。かなり具体になっておりますので、再質問は簡単にさせていただきたいと思っております。

まず1番目のPCR検査等ですけれども、全国では緊急事態宣言解除されましたけれども、その後ですね、東京とか神奈川県でもね、連日感染者が出ておりますし、また特に福岡の北九州市では、1週間で相当のね、80人とか90人以上、そういうことで、かなりの感染者が出ております。これは院内感染が結構増えてるといような状況でね、第2波ではないかなということも言われておりますけれども、まずはそういう状況を踏まえた中でですね、軽症者、症状のない感染者からも感染が広がるという、この新型コロナウイルスの特徴です、持っています。あとは感染になった方の思いがもちろんあるんですけども、その濃厚接触者といいますか、そういう方を通してね、感染が広がるということもありますので、この今現在足柄上地区でね、PCR検査、行われておりますが、県

や小田原保健所と連携しまして、このそういうことでね、こういう方々に対してね、重症化しないように、PCR検査を抜本的に強化していただく。こういうことが肝心だと思いますので、再度ですね、町長に働きかけと、今の状況についての見解を伺います。

町長 今現在ですね、足柄上医師会の皆さん方の御協力をもって、PCR検査のほう、やっていただいております。今の現状の鑑みたところ、医師会の先生たちの御協力も頂きながら、やっぱりどうしてもキャパシティー的なところがあって、全体でその対象者を増やすといったところは、お考えにはあられるようですけども、まだその体制が整っていないというのも現実です。ですから、まずは無症状の状況であって、なかなか、ここにいるメンバーの中でもひょっとしたらというのもあるというのは、もう我々も今の状況を、全国的な状況を見ますと考えられますので、そこの辺りは1市5町連携をしてですね、医師会の皆さん方ともお話をさせた上で、必要な対応を取っていくというふうにしていかないと、何ですかね、変な圧力をかけて、医療従事者の方々に御負担をかけるということだけは避けながら、御相談をさせていただけるときにはしていきたいというふうに考えております。以上です。

11番 寺嶋 分かりました。ただ、今、町長が言ったようにですね、医療従事者または医療機関へのその物資等もね、金銭も含めまして、やっぱりそういう体制がですね、なかなか伴わないといいますか、やっぱり不足している。人員もその、ガウンとかフェイスシールドとか。そういう感染防止対策の、やっぱり全体的にはですね、まだ不十分なところがあるということですね、そういうことがやっぱり国としてもね、医療関係へのもっとですね、金銭も含めた抜本的に援助をするということが肝心だと思います。

それでですね、足柄…1市5町のほうでは、2市8町ね、県西地域では、小田原、5月13日は足柄上PCR検査場が開設されてましたよね。それから、5月20日には、小田原のほうでは予約制PCRセンターっていうのが何か開設されたようなんですけども、そういう状況が分かればお知らせいただきたいと思います。

ただ、新聞等によりますと、一応週3日ぐらい何か稼働、診察日ですか、診

療日、設けているということなんですけども。そういうことで、仮に1日5人やったとしても15人ということなんですけども。神奈川県の方では、まだPCR検査を受けた人がね、922万人、人口がいますけども、神奈川県はね、1万五、六千人ぐらいの人がPCR検査を受けたというふうに新聞等にも発表されておりますけれども、そういう中でまだまだね、やっぱりPCR検査等がね、本当に数自体がまだ今の状況に不足してるということもありますので、そういうところで、ぜひですね、再度呼びかけていただきたいと思います。

あとは、抗原検査も何かできるようなこともありますので、この抗原検査等に対する考え方とか、あとは国・県への要請などをね、求めたいと思いますけども、町長のほうの考え方はいかがでしょうか。

町長 一発目だから、デビュー。デビューしていいですか。

子育て健康課長 まず最初に、足柄上地区のPCR検査場についてですが、お話にございましたように5月13日に開設しております。場所については、患者さんのプライバシー保護のために非公表となっております。開設は毎週月・水・金、月曜日・水曜日・金曜日の13時から14時。ちょうど地域のお医者さんの休み時間に行われております。ドライブスルー方式ということで車に乗っての検査になります。こちらに検査をされたいという方は、まず足柄上の医療機関のほうに受診していただき、そこでかかりつけ医または医療機関の方がPCR検査が必要と認められましたら医療機関のほうから上の医師会に申込みされます。そこで、先ほど申しあげました月曜・水曜・金曜日の中で空いている時間に予約をして受けることになっております。

ただ、最近では、ようやく高台病院のクラスターも落ち着いておりますので、今は受診される方も少なくなっていると聞いております。5月22日現在では、検査をされた件数が22件ございまして、その中で陽性反応があった方は1件だけでした。この近辺での小田原市立病院、高台病院のクラスターについては病院内での検査をされております。そこで病院関係者に陽性が出た場合、濃厚接触者として御家族とかそういった同僚の方の検査は病院で行われております。そこからまた疑いのある方については、先ほど申しあげましたドライブスルー方式の検査場での検査になったようです。そこで陽性反応をされた方が1件あ

ったと聞いております。小田原のほうについては、ドライブスルー方式ということで、やはり場所についても非公表となっております。大変申し訳ございませんが、それ以上ちょっと詳しい情報は今手元にはございません。

それと、抗原検査、抗体検査についてですが、まず抗原検査については、5月13日に保険適用はされております。ただ、こちら、ウイルスが体内にどうかの検査になりますが、PCR検査に比べましてウイルスの量が少ないとなかなか陽性反応が出ないという欠点がございます。ですから、例えばクラスターがあった場合、いち早くその陽性反応がある方を調べるときには、まずこの抗原検査を行って陽性者を確定する。陰性の方についても、偽りの陰性、偽陰性の可能性があるので、その後PCR検査を受けると聞いております。

また、6月1日から国が行っております抗体検査もごございますが、抗体検査については、過去にかかったかどうかの確認をする検査となっております。ただ、こちらは、まだ国内で市販されているものは研究用の試薬とか開発中のものと、やっぱり一定多数の検体を用いて評価しないとなかなか難しいと聞いております。国が6月1日から行います1万人規模の検査については、アメリカで承認された試薬をもとに測定機器を使われるようですが、こちらについてはどの程度の方が感染したかを推計するための調査というふうに聞いております。

このように、まだまだ抗体検査や抗原検査については、なかなか明確に検査対応できるものではなく、やはり最後はPCR検査となりますが、PCR検査については、先ほど町長が申し述べたように、その場で本当に必要な方の検査となっておりますので、望む方が全て受けられる状況ではございません。以上でございます。

11番 寺 嶋

それでは、(2)番と(3)番を一緒にですね、1つずつ伺います。まず、感染防止協力金のことなんですけども、これはですね、再び県が緊急事態宣言が出されるとか、それから、神奈川アラートが発動されて警戒態勢になった場合等ですね、やっぱり町として中小業者への休業等ね、補償として、そういう感染拡大防止協力金を出すことも考えなければならないと思います。

それから、回答がありました第2波、仮にですよ、第2波や、感染が急激に拡大するようなことになった場合ですね、その時点に応じた準備として一律の

給付型などを含めた必要な支援策を整えていきたいと、おきたいということなんですけども、これは具体的にどのようなことなんでしょうか。お伺いいたします。

それからですね、3点目のその関係では、蔓延対策というのはほとんど分かりましたけども、イベント自粛の段階的な解除ということで、町のホームページ等では、一定程度のイベントの開催に当たって、リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期するように主催者に慎重な対応を求めるということで、中規模以上のこのイベントについてですね、どのようにね、町としてこれから取り組んでいくのかということをまずお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

観光経済課長

ただいま2点御質問を頂戴しました。1点目の、まず今後またその急拡大、第2波、こういった事態に陥ったときの一律の考え方でございますが、今現在は、はっきりこの形でじゃあ幾ら、対象はどうだといったものは、明確なものはありません。ただ、考え方としましては、近隣でもですね、この県の協賛金と連動した形で給付する形のものがございます。ひとつそこら辺は参考になるのかなということで、スキームはそのときにその事態に応じて御検討させていただきたいと考えてございます。

2点目、イベントの自粛の関係でございます。まずですね、御案内のことと存じますが、観光まつりも中止ということで、今年は非常にイベント厳しいのかなというふうに考えております。まず、そのイベントをこれからやるにしましては、町のほうとしてしっかりガイドラインを今定めております。これは、施設の開放等も含めて、それぞれ町の大きいガイドラインに基づいて個別のものを定めておるものがございますが、町としまして、そのイベントに関しましてもですね、そこら辺をしっかりと整理して、この感染予防がしっかりできるという中で開けるものと考えておりますので、これがセットで動くものというふうに考えてございます。以上です。

11番 寺 嶋

最後に、まつだ観光まつりはね、中止ということで早々となっておりますけども、自治会等では、8月にはね、恒例ですと夏祭り等が行われる予定になっておりますけども、こういうイベント自体もですね、県による第2ステージと

いいですか、ステップでは中止せざるを得ないのかなと思うんですけども、この自治会の夏祭りに対しての対応は、町としてはどのようにされるかをお伺いをしまして、質問を終わります。

町 長 今の御質問についてお答えをさせていただきます。基本的にその自粛要請というもともとのその原点を考えると、うつさない、うつらない、要はその自分自身を守らなきゃいけないことがあると思うんですね。これは全てのイベントに対してもそうだと思います。今回の神奈川県知事が出された、その業種別でやるということではなくて、しっかりとそのルールを守ってやるべきものについては制限はかけないというふうに言われて、私はその意見に賛同している側です。ですから、この夏祭りだけに関せずですね、ほかのイベント等についても、その現場現場の状況もありますけども、そういった認識をしっかり持った中で対応策を練っていただきたい。例えば、検温をするといったときに、すごいいっぱい人が来るときにどうするのとかっていう話があるかと思いますが、それも可能な限りやはりお互いが守り合うということが大切ですから、じゃあそのときの検温の機械はどうするのっていったら町からお貸しするとか、そういったことも考えながら、主催者の方々とですね、そのガイドラインに沿った中でその現場現場の対応をしながら、とにかく必要以上に自粛を求め過ぎないような格好で対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

(「ありがとうございました。」の声あり)

議 長 以上で受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

録画の操作の間、少しお待ちください。